



平成 29 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 陽 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 犬 養 岬 太  
( コ ー ド 番 号 7 9 4 6 )  
問 い 合 せ 先 取 締 役 業 務 本 部 長 富 正 俊  
( T E L 0 3 - 5 6 1 5 - 9 0 6 1 )

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	平成 29 年 8 月 18 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 609,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 169 円
(4) 発行総額	102,921,000 円
(5) 割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役は除きます。） 5 名 609,000 株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、当社は、平成 19 年 8 月 17 日開催の取締役会において「役員退職慰労金内規」を廃止しており、取締役に対する報酬は毎月支払われる固定報酬のみとなっております。そのため、本制度導入に当たっては、上記の目的を踏まえたうえに、優秀な人材に対するリテンション効果をもたせるための制度設計を行っております。

平成 29 年 6 月 27 日開催の第 69 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、対象取締役に対して年額 1 億 20 百万円以内の金銭報酬債権を支給す

ること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として10年間から30年間までの間で取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認を頂いております。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。これにより発行される当社の普通株式の総数は年660千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。当社の普通株式の発行に当たっては、当社と対象取締役との間で、「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載しております内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

今般、当社は対象取締役5名に対し、本制度の目的、当社の業績、対象取締役の資質・期待される職責の範囲・年齢構成等を勘案したうえで、リテンション効果をもたせるために、金銭報酬債権を10年分一括して支払うこととし、金銭報酬債権合計102,921,000円、普通株式合計609,000株を付与することといたします。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役5名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。また、本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は15年間といたします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

平成29年8月18日から平成44年8月17日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。（以下「本譲渡制限」といいます。）

#### (2) 当社による無償取得

当社は、対象取締役が本譲渡制限期間満了前に、取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由（以下「正当な理由」といいます。）又は死亡により退任した場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）の全部について当該退任の時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

### (3) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該取締役が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものといたします。

ただし、対象取締役が、正当な理由又は死亡により退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、当該時点において当該取締役が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものといたします。なお、その場合には、当該時点において、次の①の数から②の数を引いた数の本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

- ① 本割当株式数
- ② 本譲渡制限期間の開始日を含む月から当該取締役が退任した日を含む月までの月数を120で除した数（以下「在任期間比率」といいます。）に、  
①の本割当株式数を乗じた数
- ③ 前記②において、在任期間比率が1を超える場合には1とする。

### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、野村証券株式会社との間において、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関する契約を締結しております。また、各対象取締役に対し、当該譲渡制限等の内容につき別途同意を得ております。

### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものといたします。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の平成29年度譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年7月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第2部における当社の普通株式の終値である169円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所市場第2部における当社の普通株式の1ヶ月（平成29年6月21

日から同年7月20日まで) 終値単純平均値である171円(円未満切り捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。)からの乖離率 $\Delta 1.17\%$ (小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。)、3ヶ月(平成29年4月21日から同年7月20日まで) 終値単純平均値である172円からの乖離率 $\Delta 1.74\%$ 、及び6ヶ月(平成29年1月23日から平成29年7月20日) 終値単純平均値である176円からの乖離率 $\Delta 3.98\%$ となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上